

議案第40号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議について、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めます。

令和6年6月11日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

別紙

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年12月 2 日から施行する。